

CAMPUS HEALTH

2025.12

62 (2)

特集：震災時のメンタルヘルス対策



Japan University Health Association

目 次

卷頭言

卷頭言	山 本 祐 二	1
-----	-------	---------	-------	---

特集 《震災時のメンタルヘルス対策》

東日本大震災で得られた教訓から災害後のメンタルヘルス対策を考える	國 井 泰 人	3	
熊本地震中長期の心のケア	矢田部 裕 介	10	
能登半島地震における金沢大学の多角的メンタルヘルス支援と研究	吉 川 弘 明	ほか	16
災害精神支援と大学生のメンタルヘルス	太刀川 弘 和	25	

原著論文

教師向けメンタルヘルスリテラシー教育の現状と課題 —e-learning教材に焦点を当てた検討—	大 井 妙 子	ほか	31
5類移行後の新型コロナウィルス感染症に対する大学生の意識調査	工 藤 欣 邦	ほか	38
機械学習を用いた大学生のうつのサブタイプ分類についての検討	太 田 深 秀	ほか	46
大学生の運動習慣と自己評価及び運動しない理由： ウェルネスキャンパス実現に向けた実態調査	堀 田 亮	ほか	52
信州大学松本キャンパスにおける心理検査実施の実態	金 井 美保子	ほか	59
大学生におけるギャンブル依存傾向 —個人特性および対人関係との関連からみた要因—	水 本 深 喜	ほか	68
大学の保健管理施設の看護師と保健師の月経前不快気分障害に関する認知度と、 学生からの相談の実態	布 施 泰 子	ほか	77
大学生のSNS使用時の体験様式、対人認知、対人態度 —LINE, X, Instagram間での比較	安 達 知 郎	ほか	84
大学および附属病院における接觸経路別のCOVID-19発症様式の検討	内 藤 由 美	ほか	93
入学時のUPI得点とADHD/ASD 困り感がGPA、出席率、中途退学に及ぼす影響 および呼出し面接の効果	嶺 哲也	ほか	99
大学生の就学状況の違いによる精神的健康度の比較	油 谷 元 規	ほか	107
発達障害学生のアルバイトに関する基礎知識と準備・マネジメントスキル	中 島 俊 思	ほか	115
大学生の入学時における定期予防接種完了状況と抗体価の検討	吉 田 智 子	ほか	123

発達障害特性を有する大学生の主観的な困り感と抑うつ症状の関連

菊 地 創	ほか	131
バイスタンダーによる傷病者アセスメントに関する調査	田 中 優 司	ほか 139
一般大学生における聞き取り困難に関する実態調査	青 木 美 樹	ほか 146

症例報告

希死念慮に対して薬物療法を実施した大学生の一例	高 橋 徹	ほか 152
—ARMS の治療過程—	久保木 智 洋	ほか 159
神経発達症のある大学生の専門職実習における合理的配慮の実践報告		

調査報告

生活リズム手帳の考案と学生生活支援の取り組み	長 岡 舞 子	ほか 167
若い世代の葉酸摂取不足の認識に関する大学生を対象としたアンケート調査	金 田 真 依	ほか 174
若者が抱く将来への希望の関連要因：加齢への不安とエイジズムに着目して	清 水 佑 輔	ほか 181

その他

米国大学保健管理協会（American College Health Association）年次学術集会（ACHA2024）の 参加報告－国際連携委員会の活動を中心に－	山 本 真由美	ほか 189
--	---------	--------

機関誌編集委員会からのお知らせ		195
あとがき		196

卷頭言

滋賀大学保健管理センター 所長・教授 山 本 祐 二

滋賀大学保健管理センターに着任して14年が経ちました。大学における保健管理という分野の専門家ではなく、当初は前任者を踏襲するところから活動を始めました。移りゆく世情に合わせて大学も変化していく中で、保健管理センターも変革をすることを余儀なくされ、対処を模索していました。幸い全国大学保健管理協会や国立大学保健管理施設協議会を通じて多くの先達や仲間に出会うことが出来ました。多くの情報や事例を教えて知りましたが、そのまま滋賀大学に適応することは難しいことも多々ありました。健康診断ひとつをとってみても効率的な実施には、時期、場所、スタッフの確保など他大学と同じようにはいきませんでした。その過程で否応なく気付かされるのは、大学の多様性とそれに属する保健管理施設の多様性です。

全国には国公私立すべてを含め793大学（2025年度）がありますが、その形態は単科大学から総合大学まであり、学部構成も様々、学生数に至っては千に満たないものから数万を超えるものまであります。大学の在り方は一様ではありません。当然の結果として大学の保健管理施設の在り方も多様となります。

法令をみると、学校における保健管理は、文部科学省の所掌事務を定めた文部科学省設置法第4条12項に「学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）」とあります。そして学校保健安全法第7条に「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」とあり、さらに大学設置基準第36条に「大学は、その組織及び規模に応じ教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする」とあります（下線は筆者、以下同様）。この「保健室」と「医務室」の用語の差異は明らかではありませんが、この「保健室」の用語は、制定時の学校保健法第19条「学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。」に見受けられます。大学設置基準は1956年に施行されました。学校保健安全法の元となる学校保健法は1958年に施行され、法令の対象とする学校範囲が異なること、初等・中等学校に医療行為ができない養護教諭が配置されていることと関連があると推察されます。また大学設置基準第7条3に「大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。」とあり、同35条には「大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。」とあります。すなわち厚生補導には心身の健康に関する指導及び援助が含まれ、保健管理施設は「厚生補導施設」の一つとも考えられます。いずれにせよ現在の大学に保健管理施設が存在する根拠となっていると解されます。

歴史を紐解くと、京都大学百年史（1997-2001年）には、『昭和41（1966）年、文部省の国立学校設置法施行規則第29条の3により国立大学に保健管理センターの設置が認められ、この年東京大学、京都大学、長崎大学、島根大学の4大学に初めて保健管理センターが設置された。』とあります。またさらに詳しくは千葉大学七十五年史（2024年）に『1964年公布の国立学校設置法施行規則第29条の3に、「学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導のための施設として保健管理センターを置く」とされ、その業務内容は、健康診断、健康相談及びその事後措置、環境衛生、及び保健管理に関する調査研究と規定された。』とあります。文部省学制百二十年史（2004年）によると2003年度には86国立大学に保健管理センターが設置されていました。国立大学は2004年に国立大学法人に移行しましたが、時に保健管理センターから姿形を変えながら保健管理業務を担っています。

滋賀大学でも、1949年の大学開設時より大津地区には小さいながらレントゲン室が設けられており、看護婦が常任し保健活動を行っていたようです。その後彦根地区に保健室が設置され保健婦が赴任し、学校医による健康相談が週1回実施されました。そして1978年彦根地区に保健管理センターが大津地区に同分室が設置され、保健管理体制の充実強化が行われました。現在は専任教員である医師、専門職員として保健師・看護師、非常勤の心理カウンセラー等が配置され、健康管理、心理カウンセリング、産業保健、研究・教育などの業務を担っています。

大学における保健管理施設の多様性は、医師や看護職などの配置の有無といった構成員の多様性につながり、担う業務内容の多様性にもつながります。保健管理施設が健康管理を担うのは当然としても、加えて産業保健、心理相談、障がい学生支援あるいは単なる健康相談にとどまらない診療業務などさまざまな業務を、時には一体化した組織として時には各自独立した組織として担うこととなります。

大学の保健管理に関与する者として、法令などにより要求される保健管理を満たしつつ、常に自分の大学にとって理想的な保健管理を目指して日々活動を行うとともに、保健管理施設の多様性を踏まえた標準的な保健管理を創出するために、個々の保健管理活動における経験や情報を共有し、協力していくことが大切であると考えます。